

税務相談室

従業員に対する 貸付金利息等

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 内科、小児科の開業医ですが、従業員である薬剤師に分譲マンション購入のための資金を、また看護師に自動車買入のための資金をそれぞれ低利で貸付け、利息を受け取っていますが、この利息は利子所得になるのでしょうか。
2. 私は個人病院の院長ですが、当院では、住込者に三食、通勤看護師には昼食と夜食を支給しており、その食費として住込者からは月10,000円、通勤看護師からは月6,000円をそれぞれ徴収しております。この徴収した食費は、私の収入として課税されるのでしょうか。
3. 私は内科医を営んでおりますが、先日交通事故にあい、診療を休みましたので、かねて損害保険会社と締結していた所得補償保険に基づいて保険金の支払を受けました。この保険金については所得税が課税されますか。

回答

1. 事業の遂行に付随して生じた収入として、事業所得の総収入金額に算入する。

知人や親類に貸している金銭について受け取る利息収入は、原則として雑所得になりますが、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた次のような収入は、事業所得の収入金額に算入することに取り扱われております。

- (1) 事業の遂行上取引先または使用人に対して貸し付けた貸付金の利子
- (2) 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品

したがって、ご質問のような事業の遂行に伴って生ずる薬剤師や看護師に対する貸付金の利息収入は、事業所得の収入金額に算入することになります。

なお、この利息収入は、診療に係る収入以外の雑収入として計上することになります。

2. 事業の遂行に付随して生じた収入として、事業所得の収入金額に算入する。

従業員に食事を支給する場合（食券で渡す場合も

含みます）には、住込者であるか、通勤者であるかに関係なく、原則的には現物給与として源泉税の課税対象になります。

ところで、ご質問の事業主であるあなたが従業員から徴収する食費は、事業の遂行に伴って生ずる収入金額として、事業所得の収入金額に算入することになります。

なお、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生ずる収入には、例えば次のようなものがありますが、いずれも上記と同様に取り扱われております。

- (1) 看護師等従業員に対して住宅資金等を貸し付けた貸付金の利息
- (2) 看護師等従業員を病院宿舎に住まわせて徴収する宿舍料
- (3) レントゲン等事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品
- (4) 休日、祭日または夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支払を受ける委嘱料等（給与等に該当するものを除く）

3. 身体の傷害に基因して支払を受けたものと解されるので、所得税は課税されない。

所得補償保険は、被保険者が傷害や疾病によって仕事に就くことができなくなったときに、その仕事に就くことができない期間に応じて計算した保険金（その金額が過去の平均所得を基礎として計算した仕事に就くことができない期間中の所得よりも多いときは、その所得の金額が限度とされているようです）を被保険者に支払う契約のものです。

ところで、この所得補償保険に基づく保険金の金額は、過去の平均所得等を基礎として定められていますが、保険金は保険事故（傷害または疾病による就業不能）が発生した場合において、そのために収入が得られなくなったかどうかにかかわらず支払われるものでありますから、それは「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものと解されます。したがって、ご質問の事業主であるあなたが受け取った保険金については、所得税は課税されないこととなります。

なお、事業主が自分自身を被保険者とする所得補償保険を締結して、その保険料を支払っていても、その保険料は、所得税法第37条第1項に規定する「業務について生じた費用」には該当しませんので、医業に係る事業所得の必要経費には算入することはできません。